

## 特記仕様書

(仕様書の添付省略)

第1条 安城市工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県建設部発行土木工事標準仕様書を準用し添付を省略する。

なお、工事関係提出書類の簡素化が適用される範囲においては、前述の標準仕様書を準用しないものとする。

(施工条件の明示)

第2条 下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明示項目		明示事項	制約条件等			
I	工法関係	<input type="checkbox"/> 工法指定	工法			
			指定理由			
II	工程関係	<input checked="" type="checkbox"/> 関連工事	工事内容	水道工事		
			発注機関	安城市水道工務課		
			受注者	未定		
			施工予定期間	平成30年3月16日まで		
		<input type="checkbox"/> 施工の制限	施工内容			
			時期・時間			
			施工方法			
			工事の抑制期間			
III	用地関係	<input type="checkbox"/> 補償物件撤去まで着工制限	区間			
			着工予定期間			
		<input checked="" type="checkbox"/> 借地	場所	L型擁壁施工区間		
			時期・時間	69日		
			使用条件	別途打合		
			復旧方法	現況復旧		
			借地料	設計書に計上		
IV	公害関係 環境対策 関係	<input checked="" type="checkbox"/> 公害防止のための指定	施工方法			
			建設機械・設備	低騒音・低振動型建設機械の使用		
			作業時間等			
		<input type="checkbox"/> 水替・流入防止施設 濁水・湧水処理対策	施設の内容			
			設置期間・処理条件			
		<input type="checkbox"/> 事業損失防止 調査	事前・事後調査の区分			
			調査時期・方法			
			調査範囲			
			調査項目			
		<input type="checkbox"/> 六価クロム溶出 試験	対象工種・工法			
			試験実施段階・検体数			
V	安全対策 関係	<input type="checkbox"/> 鉄道等の近接 作業制限	近接する施設			
			施工方法			
			作業時間制限			
		<input checked="" type="checkbox"/> 交通誘導員等の配置	配置人員	A 1人	B 1人	作業時間帯
			交替要員	有り	期間	昼間
			有資格者配置	公安委員会の検定合格者（A）及び資格者以外（B）配置		
VI	工事用道路 関係	<input type="checkbox"/> 一般道路(搬入路) の使用制限	搬入経路指定			
			時間帯制限			
		<input type="checkbox"/> 一般道路の占用	片側・全面・時間制限			
VII	工事用道路 関係	<input type="checkbox"/> 仮道路の設置	安全施設等の設置内容		安全施設等の期間	
			工事終了後の処置		維持補修の内容	
VIII	仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設物の指定又は一部指定	工種			
		<input type="checkbox"/> 仮設物の引渡し・引継ぎ	仮設物の内容			
			期間・時期・条件			
		<input type="checkbox"/> 仮設備の構造等	仮設備の構造			
			施工方法・設計条件			
IX	建設副産物 関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土の利用	搬入元		数量	
			土質区分		運搬距離	
			土質改良		仮置	
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生土の搬出	搬出先	指定改良工場	数量	130 m <sup>3</sup>
			土質区分	第2種建設発生土	運搬距離	L=7Km以下
			土壤調査		その他	
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設廃棄物の処理	廃棄物の種類	コンクリート殻	数量	13 m <sup>3</sup>
			処理施設の名称	中間処理施設	運搬距離	L=6Km以下
			その他			
			廃棄物の種類		数量	
			処理施設の名称		運搬距離	
			その他			

X	工事支障物等	<input checked="" type="checkbox"/> 占用支障物件	物件名	電柱		
			管理者(所有者)	中電		
			支障物件の位置	歩道予定位置		
			移設時期	平成29年12月中旬		
		<input type="checkbox"/> 新設占用物件と重複工事	工事方法・保護方法	監督員及び占用物管理者と立会い。		
X I	薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 施工、管理方法	物件名			
			工法区分		注入材料	
			注入量		施工範囲	
X II	その他	<input type="checkbox"/> 現場発生品	品名・規格等		数量	
			納入場所		運搬距離	
			再使用の有無			
		<input type="checkbox"/> 支給品及び貸与品	品名・規格等		数量	
			引渡場所			
		<input type="checkbox"/> 部分使用	使用箇所		使用時期	
			使用目的			

(予定週工程表の提出)

第3条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出するものとする。

(使用機械の選定)

第4条 設計書に明示された機種及び規格(指定機械は除く)は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。

2 使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表一の認定を受けた機械を使用すること。

(環境保全の配慮)

第5条 低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。

(建設リサイクル法)

第6条 請負契約金額500万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104条)に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。

(建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進)

第7条 建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に遵守し、適正に手続きを行うこと。また、請負契約金額100万円以上の場合は、「建設リサイクルデータ統合システム(CRE-DAS)」により再生資源利用計画(実施書)及び再生資源利用促進計画(実施書)を作成すること。なお、計画書は施工計画書に添付し、実施書は完成図書に添付するとともに電子データを提出すること。

(コリンズの登録)

第8条 請負契約金額500万円以上の場合はコリンズ(CORINS)に適正に登録すること。

(リサイクル資材の活用)

第9条 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいぐる材率先利用方針」を遵守し、あいぐる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。

(施工計画書)

第10条 受注者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならぬ。(履行報告)

第11条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第12条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(県産品の優先使用)

第13条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

(現場精査)

第14条 現地踏査、測量等により設計図書との精査を行い、その結果を監督員と協議したうえで工事に着手すること。

(境界立会)

第15条 工事施工境界立会及び工事説明については原則、受注者において行い、その結果については監督員に報告すること。また、境界杭の移設(逃げ、戻し)について、地権者の立ち会いのもとで行うこと。

(公共基準点)

第16条 公共基準点の付近で工事を施工する場合は、安城市公共基準点管理保全要綱に基づき適切に管理保全すること。(交通誘導員)

第17条 交通誘導員の配置について、国道・県道・1級市道・2級市道については、1人以上の有資格者(公安委員会の検定資格者)を配置すること。